**妙典小学校いじめ防止基本方針**

令和５年４月５日

市川市立妙典小学校

**１　いじめ防止のための対策に関する基本的な方針**

（１）基本理念

　　いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び

人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れ

がある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われる

いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじ

めの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

（２）いじめの定義

　　「いじめ」とは、児童が、同じ学校に在籍する等一定の人間的関係にある他の児童に対して行う

心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であっ

て、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

（← 「いじめ防止対策推進法第２条」の規定）

（３）学校及び職員の責務

　　いじめが行われず、全ての児童が安心して学習や他の活動に取り組むことができるように、保護

者、地域の方及び関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

**２　いじめ防止の施策**

（１）いじめの未然防止

　　　「いじめはしない、許さない」という強い意志を、常に児童及び保護者に顕示しながら、以下

の点に取り組む。

①　教職員の適切な言葉遣い、及び体罰防止の徹底を図る。

②　生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を意識して、教育活動を実施する。

③　全教育活動を通しての「いじめ防止」教育を実施する。

　　　ア．人権教室の開催

　　　イ．妙典中学校ブロック協同による、いじめ撲滅のための「オレンジリボン・キャンペーン」を10～12月に展開、並びに「いじめをしないための行動宣言」（児童会の主導）の実施を行う。

（２）いじめの早期発見

　　①　生活アンケートを年２回（６月及び１１月）実施することで、いじめの実態把握に活かすと

ともに、学級担任は児童との面談を行う。

　　②　いつでも教育相談をできる環境を設定し、いじめに関して保護者との連携を図る。

　　③　定例の子ども支援部会の他に、必要に応じてＳＢ委員会を設置し、体制を整える。

　　④　ゆとろぎ相談員やスクールサポートスタッフなどの職員との連携を図る。

（３）いじめ発生時の対処

　　①　事実確認と報告

　　　ア．いじめの発見、相談を受けた場合、当該児童が在籍する学年の主任に報告し、速やかに事

実の有無の確認を行う。

　　　イ．発見、通報、相談を受けた教職員は、一人で抱え込まず、生徒指導主任に直ちに報告する。生徒指導主任は、校長の指示を受けて、ＳＢ委員会を開催し、情報を共有する。

　　②　いじめの解決に向けた対応及び配慮事項及び指導方針の決定

　　　ア．事実確認の結果は、学級担任及び学年主任が被害及び加害児童の保護者に連絡する。特に、事案が生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると校長が判断した場合は、速やかに教育委員会に報告し協議する。

　　　イ．いじめの状況や背景等についてＳＢ委員会で報告・説明し、今後の指導方針や対応につい

て協議し、決定する。

　　　ウ．被害を受けた児童及び保護者には、徹底して守り通すことや公表を望まない事実は秘密事

項として公開しないことを伝える。そして、被害児童の安全を確保することを最優先とする。

　　　エ．加害児童には、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景に眼を向けた指導

を行う。

　　　オ．加害児童の保護者へは、いじめの経緯を説明し、今後の対応についての理解と協力を求め

る。また、適宜、助言を行い、問題の解決に向けて共に取り組む。

　　　カ．インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除を求める措置を取る。ま

た、児童の生命や身体及び人権に重大な被害が生じる恐れが予想されるとき、並びに犯罪　　　　行為として考えられる場合には、直ちに所轄の警察署に通報し、支援を求める。

（４）いじめ防止の組織

　　①　名称及び組織

　　　ア．名　称

　　　　「ＳＢ委員会」（Ｓtop Ｂullying〈いじめ〉の略）

　　　イ．役　割

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　　職 | 役　　割 | 内　　　　容 |
| 校　長 | 全体指揮 | 教育委員会への連絡・説明及び対応策の連携 |
| 教　頭 | 外部との交渉 | 保護者及び外部との対応・指導助言（相談窓口） |
| 生徒指導主任 | 委 員 長 | 委員会の招集、協議の進行、いじめ防止策の立案 |
| 教務主任 | 事 務 局 | 基本方針の立案 |
| 学年主任 | 委　　員 | 事実の確認及び児童への指導助言 |
| 全教職員 | | いじめの拡大防止の指導、心のケア |

（５）公表、点検、評価等について

　　①　基本的な考え方

　　　ア．いじめ問題を隠蔽しない。ただし、被害及び加害児童の人権等を保全する必要がある場合

を除く。

　　　イ．いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検及び評価を行う。

　　②　措　置

　　　ア．学校だより、ホームページ等で、「妙典小学校いじめ防止基本方針」を公表する。

　　　イ．いじめに関する生活アンケートを実施し、統計・分析を行い、これに基づいた対応を取る。

　　　ウ．いじめ問題への取組状況を、児童、保護者及び教職員で評価し、その結果を踏まえた改善

を図る。

**【いじめ対策組織の情報の流れと役割】**

地域の方・関係機関

いじめの相談

児　童

校　　長

①集約事項の報告

②ＳＢ委員会開催の許可依頼

いじめと思われる事案の連絡

ＳＢ委員会開催の連絡

事実確認及び関係者からの事情聴取

いじめと思われる事案の連絡

いじめの発見

いじめの相談

①情報の提供

②対応策の報告及び経過説明

①児童のケア

②保護者の意見聴取及び要望の実現

③今後の学校生活への配慮

①児童の指導

②いじめの背後にある保護者の養育態

度の改善への助言

関係機関（市教委・警察）

被害児童・保護者

加害児童・保護者

【メンバー】

校長・教頭・生徒指導主任・教務主任

当該児童学級担任・各学年主任

※必要に応じて他の教職員が出席する

【対応策及び役割分担の決定】

①事案の報告・説明

②当該児童の在籍する学級担任及び学年主

任の対応策

③保護者への対応策

④市教委・警察等の外部機関との連携方法

Ｓ Ｂ 委 員 会

①情報・事実の集約

②ＳＢ委員会の開催要請

③職員打合せまたは緊急会議での報告

①いじめと思われる事案の連絡

②情報・事実の報告

いじめと疑われる事案の発見・連絡

生徒指導主任

学級担任・学年主任

保護者

全教職員（外部窓口；教頭）